



3.11 伝承・減災プロジェクト

3.11 東日本大震災伝承板

— 仙台塩釜港(仙台区)災害復旧工事 —

令和 年 月 日

平成23年3月11日に発生した巨大地震は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0という我が国の観測史上最大規模となり、県内で最大震度7の非常に強い揺れを観測しました。この地震により、三陸沿岸で高さ30m、仙台湾沿岸でも高さ10mを超える大津波が発生し、県内で1万人を超える尊い人命が奪われるなど、甚大な被害がもたらされました。私たちは、あの日起きた出来事を「いつかどこかであったこと」ではなく「いつでも起こりうること」であると、それぞれの胸にしっかりと刻み、出来るかぎりの備えを講じていかなければなりません。

この震災の経験を風化させることのないよう後世に「ながく」伝承していくこと、また、今後発生する災害などに対する迅速な避難行動の啓発を目的としてこの伝承板を県内に設置しています。(宮城県土木部)

東日本大震災

平成23年3月11日14時46分頃に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」では、東北から北関東にかけての本州洋沿岸を中心に非常に大きな津波が発生しました。県内での最大水深は、南三陸町(釜石川)でT.P.+19.6m、最大高潮は女川町でT.P.+34.7mに達し、沿岸地域に壊滅的な被害をもたらしました。この震災は、明治以降では最大規模(大正12年)、明治三陸地震(明治29年)に次ぐ極めて深刻な被害となり、政府はこの地震による震災の名稱を「東日本大震災」としました。

被害状況

仙台塩釜港(仙台区)の埋立施設は、地震と地震により発生した約7mの津波により被害を受け、全施設にわたり50~100cm沈下しました。外洋に面した同地区(高砂コンテナターミナル)では、エプロン部の陥没や最大70cmの岸壁法面はらみ出し、受電設備やコンテナ搬送機(カントリークレーン)の脚部が損傷するなど、コンテナターミナルは甚大な被害を受けました。港の中央部に位置する中野地区では、エプロン下に5~80cmの空気が部分に入り込むと、橋脚橋脚中心部用地の陥没、車止めなど付属施設にも被害が生じました。臨海道路は、津波津浪の連続つがれきの取乱などにより車両通行できない状況となり、交通機能が打撃されました。

仙台塩釜港(仙台区)周辺

仙台塩釜港(仙台区)は、東北をけん引する国際拠点港湾であり、復興・東北の発展を支える重要な役割を果たしてきました。震災後、港湾機能が停止したため、緊急物資の受け入れや東北の生産活動の再開に向け、道路や臨海道路内の啓蒙作業を実施し、自衛隊には緊急支援物資搬入を兼ねた船舶を着岸させるなど物流機能の回復に努めました。東日本大震災を踏まえ、今後発生する津波や高潮から生命や財産を守るため、新たな津波対策として(高さ)350mの区間に、レベル1津波対応の高さT.P.+4.0(内海)・T.P.+7.2(外海)で防波壁を建設を進めております。また、津波で荒れた埋立地内物資などの漂着物に対し、臨海地区内から住宅地などへ流出防止を図るため、中野幹線などの臨海道路に延長4.810mの津波漂流物対策施設建設を進めております。

【被災状況】 【津波漂流物対策施設】



あの日のことを、心に刻み
前をしっかりと 踏みながら
歩き続けよう 希望の道を

震災前



震災後



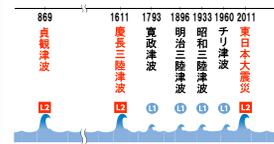
復興まちづくり計画



■ 河川・海岸で大きな揺れを感じたら、速やかに避難しましょう。

新たな津波対策

■ 過去に県内を襲った主な津波



L1 津波対策

L1津波とは、明治三陸地震津波やチリ地震津波などの数十年から百数十年に一度程度の被害を及ぼす津波のことをいいます。この津波に対しては、格別強い精度の海岸・河川堤防により市街地等を防護します。

■ 仙台塩釜港(仙台区)堤防(イメージ図)



L2 津波対策

L2津波とは、貞観津波や東日本大震災などの最大クラスの津波のことをいいます。これに対して防波壁を構築することは、費用、建設に及ぼす影響などを考慮すると現実的ではありません。そのため、住居の密集する市街地等において、災害危険区域の指定などの土地利用規制やハザードマップ等「住居密集」を併せた「防災」対策と、併せて、高砂港等の整備などのハード整備を組み合わせた多重防衛の考え方で防災を図ります。

■ 多重防衛(イメージ図)

